

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1010010	最低製造数量基準の緩和	709 特産酒類の製造事業	発泡酒の最低製造数量基準6,000リッターを1,000リッターに緩和する	<p>特区が必要とされている背景                      中山間地域では、農業人口の減少、過疎、高齢化等により、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、ひいては地域活力と多面的機能の低下が深刻な問題となっており、地域活性化に資する付加価値の高い農業の展開が求められている。そのような状況の中、地域で活動するNPO法人「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」は、道の駅を拠点にしてブランド農産物の直売、農産物加工等付加価値の高い地域農業の確立を目指しているところである。また、昨年、地域内の遊休農地の解消に向け、国の補助を受け桑園等の遊休農地を開墾し、今年から新規就農者等による耕作が始まることである。</p> <p>提案理由                      開墾した農地は痩せているため、麦・豆類栽培による土作りが重要な作業となっている。また、普通畑においても収量減、品質劣化を防ぐためにも野菜類の栽培だけでなく、麦・豆類の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた輪作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆類の価格が安く農家所得につながらず、また、里山が荒廃しているため取り組まれている。このため、農家自らが、輪作等で栽培された麦と里山保全により得られるカラハナソウからビール(法律上は発泡酒)を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い持続可能な営農を目指す必要がある。</p> <p>小規模農家が農産加工として酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低製造数量基準(発泡酒:6,000リッター)が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。</p> <p>代替措置                      対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少ないこと、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念はな考えている。</p>		個人	福島県	財務省
1011010	「趣味のさけ 手づくり特区」の新設酒類の製造免許の要件緩和		特区内では、誰もが、どこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため、酒税法第7条第2項の数量規定を適用しないこととする。また、酒税法第10条12項の技術的能力及び製造設備についての基準を緩和する。	<p>「趣味のさけ 手づくり特区」では住民や旅行者など誰もが、自宅や研修施設などどこにおいても、自由に酒づくりを楽しむことができる。酒の種類は清酒、どぶろく、ビール、ワインとする。</p> <p>【提案理由】                      (1) 新奇性で需要開発と町おこし                      「酒は飲むだけでなく作ることもできる」                      「自分で作った酒を皆で飲むことができる」                      これは今日思いもしない驚きであり喜びである。新奇性のインパクトは新たな需要を呼びおこし、町づくりや村づくりの核となる。</p> <p>(2) 活動拠点「手づくりさけプラザ」                      このプラザの中心は「手づくりさけ工房」である。ここではいろいろな酒を実際に作ったり、作り方を学んだり実験したりする。工房に隣接して研修、ミーティングルームもあり、また手づくりの原材料や道具、本や雑誌を展示、販売するブースも設置されている。</p> <p>(3) 手づくり教室と発表会                      「どぶろく」「清酒」「ビール」「ワイン」の4コース各1週間の手づくり教室で作り方を学び、隔月1回の作品発表会で飲み比べて出来ばえを楽しむ。</p> <p>(4) 祭りの日「手づくりさけフェスティバル」                      年1回地域の祭礼時に神社の境内などで開催する。奉納した手づくりの神酒を振舞い、また地元飲食店や小売酒店の協賛により肴や市販酒を有料販売して祭ムードを高める。</p> <p>(5) 関係者との連携については項目のみを掲げる。地方自治体とくに広報、町おこし、観光など。酒造会社やどぶろく特区の製造技術者。酒蔵、空き店舗、作業場、古民家。神社、小売酒店、料飲店。醸造試験場や酒類指導官。</p>		個人	大阪府	財務省
1012010	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による、手品用コインの製作認可。		現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを作ることが可能とする。手品用コインであることが認識出来るような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしない。	<p>現状の規制について:                      「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工し、手品用コインの製造をすることが禁止されている。ただし、一度製作されたものを取り締まる法律は無い。また、紙幣を加工して手品用紙幣を製作することは、禁止されていない。</p> <p>過去の経過:                      平成19年に同様の提案をしました。その時は、「貨幣損傷等取締法」の法律により、「偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保している」との回答を得た。</p> <p>提案理由:                      ○管理体制を整えた上で手品用コインを製造すれば、偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準で確保することが可能である。具体的な管理体制としては、以下が考えられる。                      1) 手品用コインには、レーザーマーカ等、印を付ける。                      2) その印を元に、日銀、造幣局で簡単に識別が可能となる。                      ○マジック用コインは現行のコインを加工して製造するため、価格がコインの額面より高くなる。そのため、購入した人が流通の目的でマジック用コインを使用することは無い。                      ○今回製造を考えているマジック用コインは、流通させることが目的ではない。また、紛失・遺失等の原因により第三者に渡ったとしても、目視または機械での識別は容易であり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうことはない。</p>		有限会社クライス	岡山県	財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020010	地域の特産物である海産物(水産加工食品)を用いた酒類の製造免許に係る要件緩和	709 特産酒類の製造事業	<p>特区の特例措置において、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を取得した場合には、一定の条件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げられているが、地域の特産物は農産物に限られている。</p> <p>離島である本市の特産物としてはワカメが伝統的であり、現在干しワカメを使用したりリキュールの研究に取り組んでいる。</p> <p>海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求める。</p>	<p>本市は今後10年間の市の産出規模の縮小による地域経済への影響が懸念される中、昨年12月に「佐渡市将来ビジョン」を策定し、産出・産入一体改革と併せて、佐渡の「強み」を活かし、地域経済を活性化させるための成長力強化戦略を定めた。</p> <p>佐渡の活性化実現に向け、国際保護鳥「トキ」をシンボルとして、「山～川～田(里山)～生き物～海」の循環型社会の構築を付加価値とした農林水産物等の販売につながる仕組みづくりに取り組んでいるが、島内の漁業就業者は、平成15年から20年の間に約300人も減少し、水産業施策の取組における課題の一つとなっている。</p> <p>このような中、島内のNPO法人が中心となり、岩海苔やサザエと並び、伝統的・代表的な特産品である佐渡ワカメを使った干しワカメのリキュール研究に取り組んでいる。</p> <p>過疎・高齢化により漁業就業者の減少が加速する中、佐渡の強みである「海」を活かした取組を支援することにより、水産業、地域の活性化を目指す。</p>		佐渡市	新潟県	財務省
1026010	航空機騒音緩衝地域の土地について、市町村の無償自由使用を可として有効活用するための規制緩和		<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条及び同法律施行令第11条に基づく、地方公共団体に「無償で使用させることができる」土地の使途について、現行では「①広場、②花壇、③種苗を育成するための施設、④駐車場、⑤消防に関する施設、⑥公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設」に限られているが、施行令第11条に定める施設の指定を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用とするように願いたい。</p> <p>また、「国有財産法」、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(通達)」による、使用許可期間等の制限についても規制緩和を願いたい。</p>	<p>・当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択が非常に狭くなっている。また、民間から国が買入れる土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代替的性格を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。</p> <p>・国にとっても、緑地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余儀なくされている。</p> <p>・土地の使用については、法の趣旨に基づく緩衝地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用など、市町村の裁量により自由に使用できることとし、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。</p>		東松島市	宮城県	財務省 防衛省
1028010	自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる請負契約に関する見積り期間の例外化		<p>建設業法施行令第6条における建設工事の見積り期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」を例外化する。</p> <p>また、これに伴い「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」については、当初契約時点での請負代金を契約書に記載せず、精算払いを認める。</p>	<p>災害復旧等の緊急対応に係わる建設工事の契約手続き期間を短縮することで、発災後の即応性を高め、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を目的とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>近年、地球温暖化による気候変動の影響によると見られる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水災害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。</p> <p>加えて、東海地震や宮城県沖地震などのように、30年以内の大規模地震の発生確率が80%を超えるなど評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。</p> <p>その取組として、民間との応援協定(無償)締結を進めているが、被災規模が甚大な場合、無償協定での対応には限界があることから、緊急に建設工事契約を締結しようとした場合、これら規定が障壁となり、発災後の迅速な復旧作業を妨げているため。</p> <p>(参考)</p> <p>以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見積り期間が必要となっている。</p> <p>予決令第74条「～ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。」</p> <p>建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することができる。」</p>		福島県	福島県	財務省 国土交通省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1038010	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和		<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に関し、当該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めるよう措置されたい。</p>	<p>岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,808ha(全水田の36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成18年度より麹つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを始めている。</p> <p>一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っている。</p> <p>このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要帯である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。</p> <p>工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。</p> <p>このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われなことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。</p>	簡易固体発酵法と製造物カスケード利用によるコメエタノール事業化プロジェクト	奥州市、農事組合法人アグリ笹森、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省
1047040	開発予定地内の未利用国有地(財務省管理等)の売買額の弾力的運用		<p>優良な宅地開発とするため、開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。</p>	<p>【実施内容】 開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地のみが未開発地とならないように、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。</p> <p>【提案理由】 市街地の開発予定地に国有地が含まれているが、田(現状地目)の鑑定評価額が高額(10a当たり約1130万円)で、その後行なわれた隣地の売買価格(10a当たり約605万円)と著しい格差が発生している。このため、国有地の購入が進まず、一体開発(穴抜きの開発)ができずに、優良なまちづくりに影響が出ている。このことから、例えば一定規模(1haなど)の開発においては、周辺地権者と同等額で国有地を売買するなど、国有地売買額の弾力的な運用を望む。</p>	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	財務省
1047120	市町村への譲渡に係る国有財産法の弾力的運用		<p>市が実施する地域再生のための施設利用について、国有財産法の弾力的な運用をお願いする。</p>	<p>【実施内容】 市が考える地域再生のための施設利用計画においても譲与等優遇対象施設なるように、国有財産法の譲渡について弾力的な運用をお願いする。</p> <p>【提案理由】 旧新潟地方務局見附出張所は、市役所の隣接に位置し、平成20年に国出先機関の統廃合により空家となっている。本施設を有効利用することで、市街地環境の向上を図り地域再生のための拠点施設としたい。現行法では、優遇対象施設が具体的に示されており、まちづくりや地域再生のための施設として計画した場合は、優遇措置が受けられないため、市及び市民の財政的負担が大きくなる。弾力的な運用をお願いする。</p>	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1057031	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実		<p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>	<p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p>	成長戦略拠点特区	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
1066071	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		<p>Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>	<p>①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした実効的な措置がとれていない。</p> <p>②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibo2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p>		大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省